【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年２月20日
【発行者の名称】	株式会社ＣＯＥＬ （COEL Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　深見　和久
【本店の所在の場所】	名古屋市西区牛島町６番１号 名古屋ルーセントタワー27階
【電話番号】	052-559-2727
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長　近藤　敏春
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	名南M&A株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　篠田　康人
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅一丁目１番１号 ＪＰタワー名古屋34階
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.meinan-ma.com/ir/
【電話番号】	052-589-2795
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年３月27日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第３項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ＣＯＥＬ https://coel-inc.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１ ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第３ ４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２ 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３ ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔにおいては、Ｊ―Ａｄｖｉｓｅｒが重要な役割を担います。ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するＪ―Ａｄｖｉｓｅｒを選任する必要があります。Ｊ―Ａｄｖｉｓｅｒの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔに係る諸規則に留意する必要があります。

４ 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第29期	第30期	第31期
決算年月		2023年９月	2024年９月	2025年９月
売上高	（千円）	2,071,509	2,225,126	2,395,206
経常利益	（千円）	135,776	228,429	270,547
当期純利益	（千円）	102,613	209,045	204,755
純資産額	（千円）	412,336	610,749	791,391
総資産額	（千円）	1,303,874	1,481,969	1,597,418
１株当たり純資産額	（円）	692.54	1,025.78	1,329.18
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	2,000.00 （－）	5,000.00 （－）	5,000.00 （－）
１株当たり当期純利益	（円）	172.34	351.10	343.90
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（%）	31.6	41.2	49.5
自己資本利益率	（%）	25.9	40.9	29.2
株価収益率	（倍）	－	－	－
配当性向	（%）	11.6	14.2	14.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	176,504	247,888	77,841
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△20,853	△15,703	△659,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△6,159	△9,476	△23,690
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	665,041	887,749	282,084
従業員数	（名）	111	112	115

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る重要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．2026年１月23日付けで普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

４．株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

５．従業員数は就業人員数であり、短時間勤務社員、契約社員、臨時雇用者を含み、派遣社員は除いております。なお、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため内数の記載を省略しております。

６．第31期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、監査法人東海会計社の監査を受けておりますが、第29期及び第30期の財務諸表については当該監査を受けておりません。

２【沿革】

当社は1995年10月に有限会社アイ・ティー・シーシステムを前身とし、顧客企業に最適なＩＴサービスを提供することを目的に創業しました。その後、2002年３月に商号を株式会社アイティーシーエスに、2004年１月に株式会社ＩＴＣＳに、2024年４月に現在の株式会社ＣＯＥＬに社名を変更いたしました。

当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、以下のとおりです。

1995年10月	顧客企業に最適なＩＴサービスを提供することを目的として、名古屋市名東区藤見が丘に有限会社アイ・ティー・シーシステムを設立
1997年２月	本社を名古屋市のベンチャー企業支援施設「名古屋ビジネスインキュベータ」に移転
1997年11月	株式会社アイ・ティー・シーシステムへ組織変更
2002年３月	株式会社アイティーシーエスへ社名変更、本社を名古屋市中村区名駅四丁目に移転
2002年11月	業務システム連動型ワークフロー製品「Manage」の販売開始
2003年３月	労務管理パッケージ製品「労務三昧」の販売開始（特許 第3591732号）
2004年１月	株式会社ＩＴＣＳ（アルファベット表記）に社名変更
2006年３月	東京支店を東京都千代田区丸の内一丁目に開設
2006年４月	株式会社オービックビジネスコンサルタント（以下、「ＯＢＣ」という。）と業務提携
2006年10月	本社を名古屋市中区栄一丁目に移転
2007年８月	合弁子会社ISV VIETNAM Co.,Ltd.（以下、「ＩＳＶ」という。）をベトナム国ホーチミン市に設立
2009年10月	業務リスク事前通知アプリケーション「気づきエージェント」の販売開始（特許 第4279342号）
2010年３月	労務管理クラウドサービス「労務三昧 for J-SaaS」の販売開始
2011年２月	Ｗｅｂ業務統合アプリケーション「ManageOZO」の販売開始
2012年７月	東京支店を東京都新宿区新宿御苑前に移転
2014年２月	本社を名古屋市中村区名駅南一丁目に移転
2015年７月	東京支店を東京都新宿区新宿一丁目に移転
2015年８月	株式会社テクノシステムを子会社化
2016年７月	社員の生産性と業務品質を向上する統合ソリューション「ManageOZO3」の販売開始
2017年１月	大阪営業所を大阪市北区堂島浜に開設
2017年７月	ＩＳＶの出資比率を7.4%に変更
2018年11月	大阪営業所を大阪支店へ名称変更し、大阪市北区西天満に移転
2019年12月	株式会社テクノシステムの株式を全額譲渡
2020年７月	会計業務のデジタル化を推進する「ManageAC」の販売開始
2020年10月	東京支店及び大阪支店を東京オフィス及び大阪オフィスに名称変更
2021年10月	「ManageOZO3」と「ManageAC」がJIIMA認証を取得
2022年５月	東京オフィスを東京都新宿区西新宿一丁目に移転
2022年６月	本社を名古屋市西区牛島町に移転
2022年８月	クラウドで業務の課題を解決するデジタル活用サービス「mixsol」をリリース
2024年４月	株式会社ＣＯＥＬに社名変更
2024年６月	Manageクラウドシリーズのブランド名を「manage」に統一し、製品名も「ManageOZO3」から「manage」に、「ManageAC」から「manageAC」に変更
2025年８月	大阪オフィスを大阪市北区梅田二丁目に移転

（注）１．ＩＳＶは，当社のソフトウェア製品の開発委託先として、合弁で設立したオフショアのソフトウェア開発会社です。

２．JIIMA認証制度は、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（略称、「JIIMA」）が市販のソフトウェアやソフトウェアサービスについて電子帳簿保存法の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満たしていると判断したものを認証する制度です。５つの認証分野がありますが、「ManageOZO3」と「ManageAC」は次の３つの分野の認証を取得しております。

①電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証

②電子取引ソフト法的要件認証

③電子書類ソフト法的要件認証

３【事業の内容】

当社は、パーパスとして「業務の無駄をなくすデジタルソリューションで、『社員のモチベーション』と『マネジメントの効率』を高め 、一人あたり、一社あたりの生産性を高める。一人一人、一社一社の成功を創り、社会全体の成長を支える。」 と定めています。当社は「クラウドサービス事業」の単一セグメントですが、パーパスを具現化すべく次の２つのサービスを軸に展開しております。

（１）プロダクトサービス（以下：ＰＳ）

経営管理基盤の強化と、経費精算、勤怠管理、工数管理等のコーポレート業務の生産性向上を支援する自社製品「manage」のアプリケーション開発・導入・サポートを展開しています。ここではＩＴ技術の実装、お客様の要望のフィードバックによる機能強化や品質向上を図り、他社との競争優位性を高めております。

（２）クラウドインテグレーション（以下：ＣＩ）

他社の優れたクラウドサービスを全体最適の視点で組み合わせてお客様の業務効率を高めるＩＴソリューションを展開しています。ここでは設計、構築から運用、保守に至るまで、ワンストップ体制で提供いたします。また、クラウドサービスを組み合わせて特定の業務テーマに対応したテンプレートを提供する「mixsol」も展開しています。

当社は、サービスを継続利用いただくことで発生する利用料及び保守サービスなどの「ストック売上」と設計・開発、環境設定、指導教育など導入期に発生する「フロー売上」で業績を管理しております。「ストック売上」は、サブスクリプション（定額利用）でサービスを提供するリカーリングレベニューモデル（継続収益方式）であり、新規契約を獲得するにつれて将来にわたって安定的に収益の増加を実現可能な，当社が注力しているビジネスモデルです。

［事業系統図］

当社の事業系統図は次のとおりです。

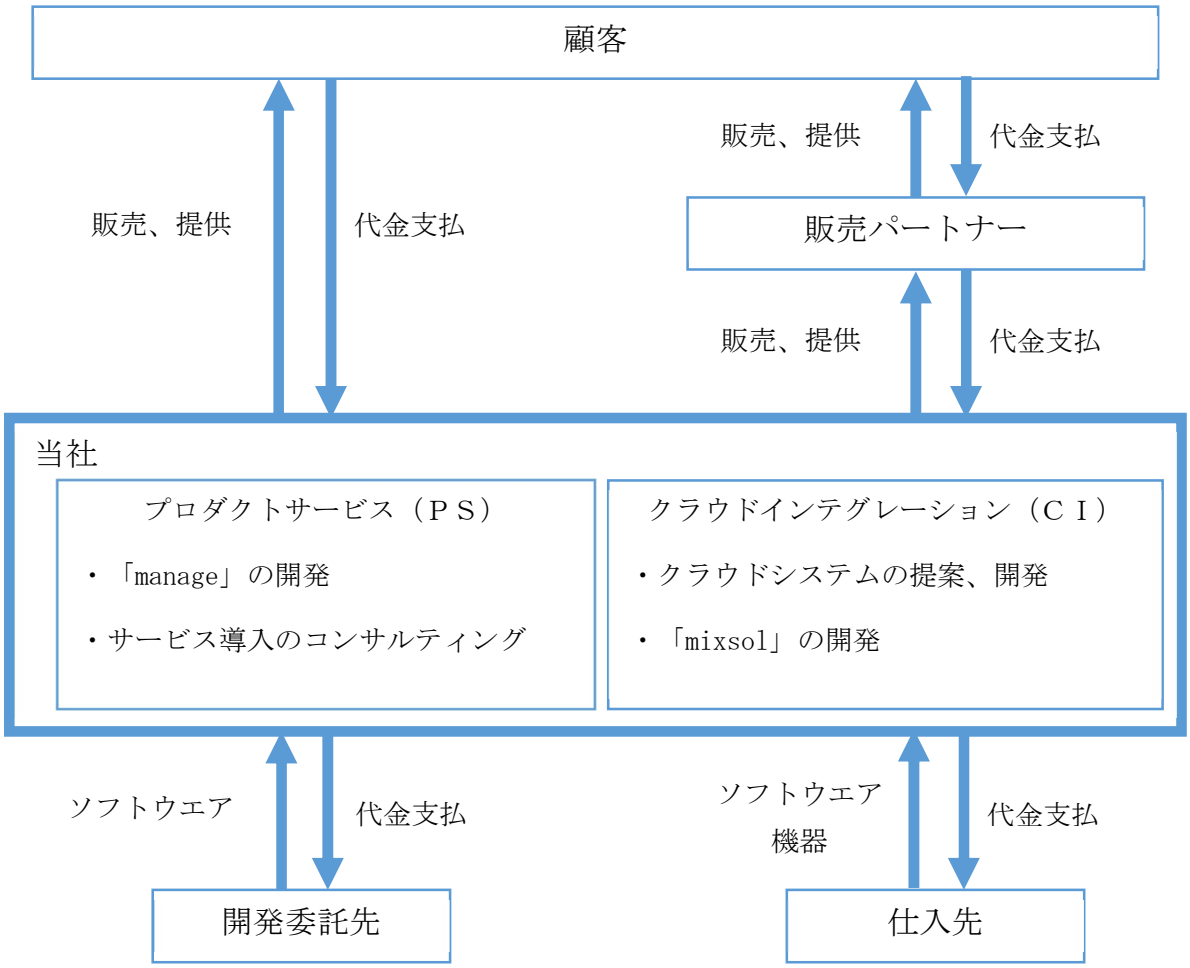

（３）ＰＳについて

ＰＳでは、「manage」のアプリケーション開発・導入・サポートを展開しています。「manage」は2002年11月に初期バージョンをリリースいたしました。これは、顧客の全従業員が利用する業務フロントシステムで、社内申請、経費精算、勤怠管理などの業務をデジタル化、ペーパーレス化することで、業務効率や質の向上を実現するものです。

manageのアプリケーション構成は次のとおりです。これらは単体でも複数でも必要なアプリケーションを選択して導入することが可能です。複数のアプリケーションの統合運用が可能なことが当社システムの特徴の一つです。統合運用によって、顧客は業務効率が高まり、複数の個別システム導入による煩わしさから解放されます。

これらアプリケーションは汎用性が高く、幅広い業種で利用していただいておりますが、特に情報通信業、製造業、建設業では働き方改革における就業管理や労務管理の場面で活用していただいております。

「manage」の主力アプリケーションは、「勤怠管理」、「工数管理」、「経費精算」、「ワークフロー」です。

「勤怠管理」は社員の勤怠管理業務の効率化、適切な法令改定対応を行うもので、「manage勤怠」には次の特徴があります。

豊富な打刻方法

ポータル打刻、スマホ打刻、タイムレコーダーなど、各拠点ごとに自由度の高い打刻方法を選択可能。

アラート通知機能

働き方改革関連法、36協定に即し、アラート通知で事前にお知らせし、より安全な超過労働対策を実現。

勤務表に情報集約

日ごとの出退勤打刻や申請業務など、関連情報を一画面に集約し、スムーズな運用を実現。

柔軟な勤務体系設定

勤務形態に合わせて、時間帯管理、実績時間管理、フレックス管理などの勤務体系を作成、運用。

勤務実績集計・視える化

各種勤怠データを出力でき、独自の連携システムを使用することにより、他社システムとの連携も可能。

月末締め処理もスムーズ

勤務表申請時の内容チェックで、未申請・未承認を一覧で確認でき、締処理にかかる時間を短縮。

「工数管理」はプロジェクト毎（あるいは案件毎）にかかっている作業時間を可視化し、労務費の算出を行うもので、「manage工数」は「manage勤怠」と連係することで次の特徴と利点をもたらします。

残業の割増率毎の工数時間を算出

その日の働き方に合わせて、所定内労働、時間外労働、深夜労働など、割増率ごとに作業工数を算出することで、正確な労務費を把握できます。

汎用レイアウト出力で原価ソフト連携

原価ソフト連携用に汎用出力機能を搭載
工数時間を収集するだけではなく、原価ソフトに連携するために出力パターンを複数設定ができます。

勤怠打刻と同時に、工数打刻

日次のプロジェクトの登録を勤怠の打刻と同時に行うことができます。業務終了時打刻で、出勤・退勤とあわせて、プロジェクトの入力まですべて完結します。

工数ダッシュボード

入力された工数のデータもとに部署や人ごと、プロジェクトごとなどさまざまな観点から可視化することができます。

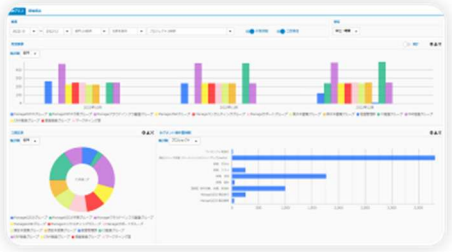

工数のCSV一括取り込み

工事現場や1人1台パソコンを持ってない方向けに現場監督者や上長が、従業員の工数を1か月分CSVでまとめて登録することができます。

manage工数 × manage勤怠なら！

- ✓ **勤怠と工数の同時入力**で申請漏れを防止 突き合せも不要
- ✓ **整合性の取れた工数管理**を実現
- ✓ プロジェクト別の作業工数を**リアルタイムに集計**
- ✓ 工数データを**原価ソフトへ連携**

従業員による工数入力 ▶ manageで集計 ▶ 原価管理ソフトへ連携

「経費精算」は経費精算業務をペーパーレス化して作業時間を大幅に削減するもので、「manage経費」には次の特徴があります。

交通系ICカード連携

交通系ICカードの乗車履歴を取込み。記入ミスを減らし、経理担当者のチェック作業が大幅に効率化。

乗換案内サービス連携

ジョルダン社「乗換案内.biz」とサービス連携。行き先駅名から最適な乗換ルートと運賃を自動算出。

定期区間自動控除

社員毎の定期区間を登録しておけば、定期区間が含まれた場合に自動で金額控除し、交通費の過払いを防止。

海外出張・外貨対応

外貨レート対応で海外出張の申請・出張にも対応。通貨種類もマスタ追加可能で複数通貨に対応。

銀行振込依頼

各銀行から提供されるバンキングソフトへ振込依頼データ(EBデータ)を連携。

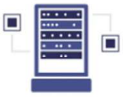

仕訳自動作成

申請内容に基づき仕訳データを自動作成。会計ソフトへの仕訳データ連携が可能。

「ワークフロー」は社内の稟議・承認を電子化するもので、「manageワークフロー」は次の特徴があります。

Excelフォームデザイン

Excelに設定した罫線、文字色などを反映して申請書フォームを自動生成・編集加工。

承認経路設定

承認経路は「承認者」「条件分岐」「メール送信」などのさまざまなパーツを組み合わせて、直感的に設定。

リストビュー

検索条件、管理項目、並び順を設定。名前を付けてリストビューとして、ツリーメニューに表示。

リマインドメール

設定期間を過ぎても承認処理がされない際には、承認者に対して自動でリマインドメールを送信。

リアルタイム条件分岐

ストレートな承認経路だけでなく、申請内容または承認時の追記変更に即応し、承認経路の自動分岐が可能。

マスター設計

顧客マスタや商品マスタ等を任意項目設計し、フォームパーツと連携利用が可能。また、CSVによる一括更新も可能。

「manage」はクラウド上のSaaS（Software as a Service）でサービス展開を行っております。サブスクリプション（定額利用）であり、顧客は高額な初期費用が不要で、毎月の利用料のみでサービスをご利用いただけます。高額な初期費用が不要で手軽に利用できるため、新規契約獲得が容易になります。

「manage」が他社の基幹システムと連携することで、さらに顧客の利便性は高まります。ＯＢＣの財務会計システム「勘定奉行」などとはシームレスに連携がとれており、顧客は「manage」と連携アプリケーションをまとめて導入する場合もあります。

当社ではご契約いただいた顧客には導入支援サービスを、利用中にはヘルプデスクを整備し、一社一社に寄り添った対応を行い、これが低い解約率に寄与していると認識しております。

「manage」は毎年３回の定期バージョンアップにより、システムの機能向上、法令改定対応などを行っております。顧客は毎月の利用料に追加負担することなく、最新バージョンのシステムを利用することができます。

（４）ＣＩについて

ＣＩでは顧客の課題解決、業務改善をデジタル化・ＤＸ推進により実現しています。顧客要望は様々ですが、顧客の抱える課題、実現したいことなどを深堀し、これを実現するための最適な方法を提案し、実装しています。実装するにあたっては、自社のプロダクトである「manage」をはじめ、他社の優れたクラウドサービスをインテグレーションする（組み合わせる）ことで、短期間で高品質なサービスの提供を実現しています。さらに、これまでに他社のサービスを組み合わせて提供してきたノウハウを、顧客管理や契約管理などの特定の業務テーマに応じてテンプレートとして提供する自社サービス「mixsol」を展開しています。加えて、企業ではデジタル化・ＤＸ推進のために様々な社内システムを導入したものの、個別に導入したシステム間のデータ連携がとれず、各システムに存在するマスタの整合に時間を要しており、顧客のこのようなシステム連携ニーズにも対応しています。

ＣＩのニーズは高まっており、同業他社の参入も今後は増えると想定されますが、当社には先行して取り組んできたノウハウがあり、優位性は高いと認識しています。

ＣＩの収益機会は次のとおりです。

①他社のクラウドサービスの販売

②各サービスのカスタマイズ、追加開発費用

③各サービスのシステム構築費用

④システム導入前の支援費用

⑤システム定着化の支援費用

⑥システム導入後の保守料

上記①、⑥はストック売上として毎年あるいは毎月固定額が得られるビジネスモデルです。「mixsol」販売に重点を置き、ストック型収益を高める施策をとっています。

当社の対象顧客は中堅優良企業です。既存顧客は情報システム投資を継続しており、これまでの当社の対応が評価されていることもあって、安定的に追加の契約を獲得しています。またＣＩの新規顧客を獲得する主な機会は、①「manage」既存顧客からのＣＩについての相談、②「manage」の販売代理店担当者からの紹介、③ＰＳ、ＣＩの既存顧客からの他社紹介、などです。

当社は全社をあげてお客様や取引先に対し、一社一社に丁寧に対応することを心がけており、これが優良顧客の獲得に寄与しています。

2022年８月にリリースした「mixsol」は、多くの企業に共通する業務テーマについてクラウドサービスを組み合わせた、次のテンプレートを展開しています。

予算管理・稟議申請テンプレートの事例では、「manage」、「kintone（サイボウズ株式会社が提供するノーコード業務アプリケーションシステム）」を組み合わせることで、予算編成～稟議申請～予実管理の効率化や質の向上を実現します。

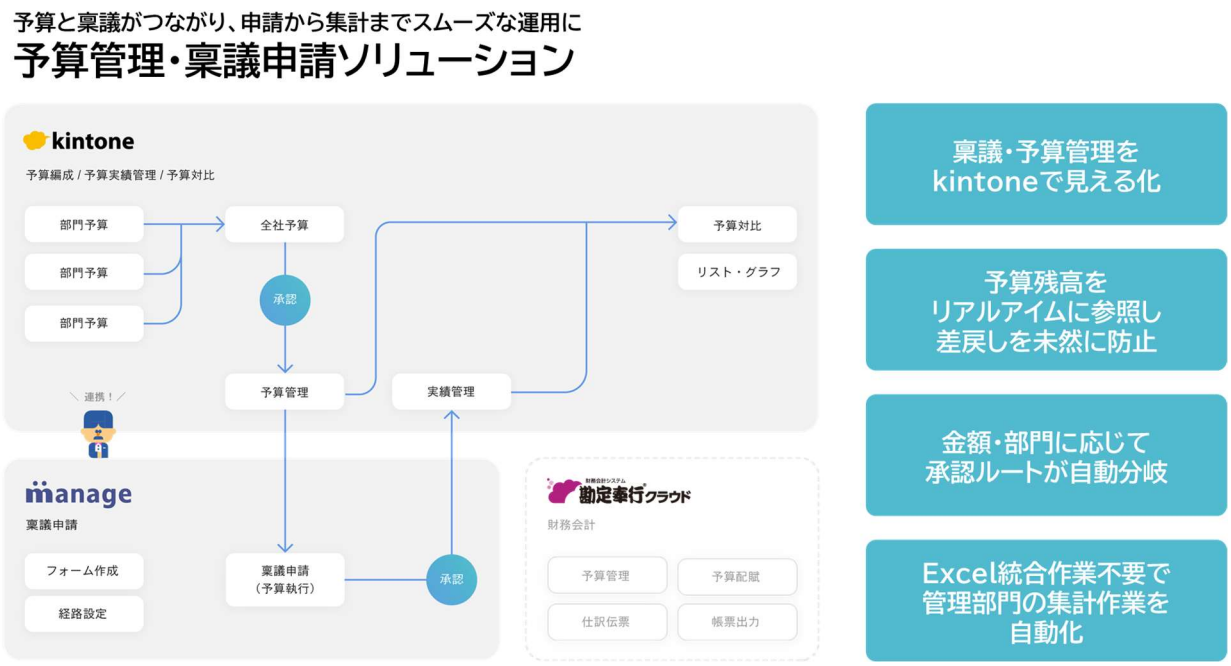

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2026年１月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
115	38.20	7.6	5,812

（注）１．従業員数は就業人員数であり、短時間勤務社員、契約社員、臨時雇用者を含み、派遣社員は除いております。なお臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため内数の記載を省略しております。

２．平均年間給与は、正社員（短時間勤務社員、契約社員、臨時雇用者を除く）の賞与及び基準外賃金を含む年間給与の平均であります。

３．当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満な関係にあり、特筆すべき事項はありません。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当事業年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善や個人消費の持ち直しにより緩やかな回復の動きが見られた一方、エネルギー価格や原材料費の上昇に伴う物価高の継続、円安基調、金利上昇の影響など、景気の先行きには依然として不透明感が残る状況が続いております。さらに、国際情勢の不安定化や主要国の通商政策の変化が世界経済にも影響を及ぼし、企業の投資判断には慎重さがみられる環境となりました。

当社の属する情報サービス市場においては、クラウドサービスの一層の普及と定着に加え、ＡＩ（生成ＡＩを含む）の急速な進展を背景としたデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の取り組みが広範な分野で加速しております。業務効率化や生産性向上、事業競争力の強化を目的とした企業のＩＴ投資は底堅く推移しており、社会全体でデジタル化の重要性が高まる中、情報サービス業界への期待は引き続き大きくなっております。

このような事業環境のもと、当社といたしましても、顧客の業務課題の解決や生産性向上に資するサービス提供を推進し、変化の続く市場環境に対応しながら、持続的な企業成長に向けて取り組んでまいります。

当社では、内部統制の強化が実現できる「ワークフロー」や、働き方改革に対応する「勤怠管理」、あるいは「経費精算」などの自社のクラウドサービス「manage」を展開しており、引き続きそのニーズは高いと認識しております。これら自社サービスを展開する「プロダクトサービス」に加え、顧客管理、情報連携、電子契約など他社のクラウドサービスを組み合わせて提供するサービス「mixsol」を展開し、「プロダクトサービス」と「クラウドインテグレーション」の両輪でお客様のデジタル化を支援してまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高2,395,206千円（前期比7.6%増）、営業利益267,993千円（同20.9%増）、経常利益270,547千円（同18.4%増）、当期純利益204,755千円（同2.1%減）となりました。

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントとし、サービス別に「プロダクトサービス」と「クラウドインテグレーション」で区分し、実績をサービス別に開示することにしております。当期間のサービス別の売上状況は次のとおりです。

（プロダクトサービス）

当社のメインユーザー層である中堅企業等では、業務プロセスのデジタル化による生産性向上のニーズが依然として高く推移しています。一部の企業では景気減速懸念や人材不足によるＩＴ投資への意思決定期間が延びる傾向がみられましたが、販売代理店との共同オンラインセミナー、インサイドセールスにおけるリモート活用、大型案件契約、既存のお客様の積極的なＩＴ投資によりアプリケーションの追加やユーザー数の増加にともなうライセンスの増加などが売上に寄与しました。

この結果、当事業年度の売上高は1,217,441千円（売上構成比50.8%）となりました。

（クラウドインテグレーション）

お客様のＩＴ投資意欲が引き続き旺盛であり、既存ユーザーからの継続受注、業務プロセスのデジタル化を進める案件の引き合い増などにより、引き続き順調に契約を獲得することができました。また、パートナー企業のプロダクトの販売が好調なことも売上高の増加に寄与し、さらには開発及び検収が想定より順調に進んだことが収益性の向上に寄与しました。

この結果、当事業年度の売上高は1,177,765千円（売上構成比49.2%）となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比較して605,665千円減少し、282,084千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、77,841千円（前年同期比68.6%減）となりました。主な減少

の内訳は、売上債権の増加52,545千円、法人税等の支払額118,323千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果、使用した資金は659,816千円（前年同期比4,101.6%増）となりました。これは主に640,000千円の定期預金への預入によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果、使用した資金は23,690千円（前年同期比150.0%増）となりました。これは配当金の支払額によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントでありますので、サービス別に記載しております。

（1）生産実績

当社の事業はプロダクトサービス、クラウドインテグレーションであり、生産活動を行っておらず、該当事項はありません。

（2）受注実績

当事業年度の受注実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
プロダクトサービス	808,293	105.1	41,235	100.3
クラウドインテグレーション	997,501	130.6	111,267	127.1
合計	1,805,794	117.8	152,503	118.5

（3）販売実績

当事業年度の販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）	前年同期比（%）
プロダクトサービス（千円）	1,217,441	110.0
クラウドインテグレーション（千円）	1,177,765	105.3
合計（千円）	2,395,206	107.6

（注）サービス間の取引については相殺消去しております。

最近２事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）		当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
中部テレコミュニケーション株式会社	357,112	16.0	343,681	14.3

３【対処すべき課題】

わが国の構造的な課題でもある国内の労働力不足もあり、それを補うために生産性を高めるＩＴ投資、ＤＸがますます推進されるものと見込んでおります。その実現手段としては、費用対効果に優れ、柔軟性の高いクラウドサービスへのシフトは一層進むものと想定しております。

当社主力サービス「manage」は、ＤＸ推進による生産性の向上に寄与できるクラウドサービスと自負しております。日本の競争力低下や労働力不足などの環境変化をチャンスと捉え、中堅企業のＤＸを強力に推進して、顧客の「マネジメントの効率」と「社員のモチベーション」を高め、一人一人、一社一社の成功を創り、社会に貢献してまいります。

当社は、中期目標として、「1,000 社のファン創造」を 2028年のビジョンスローガンとして掲げ、自社サービスを中核に他社のサービスと組み合わせたクラウドインテグレーターとなり、期待を超える経営管理サービスを提供し続け、顧客企業の成功を創り出すことを目指しております。

2026年９月期は、「1,000社のファン創造」のビジョンスローガンのもと、売上高2,536,456千円及び営業利益136,674千円を目標にして、これを達成できるよう次の経営方針を掲げております。

１．ブランディングの取組み

２．プロダクトサービスとクラウドインテグレーションの共創マーケティング体制の構築

３．顧客が求めるサービスの提供

４．現行manageの機能強化と次世代manageの開発推進

５．mixsol、直販・既存深耕の両輪で事業深化

６．カスタマーサクセス活動の強化

７．TOKYO PRO Market上場と上場後の業務運用

８．採用強化と社内ショールーム推進による経営基盤強化

当社は、全従業員が仕事を通じて人間的成長を実現し、従業員の自主性、チャレンジ精神を尊重する、働きがいのある会社を目指しております。また、取引先に喜ばれ、公明正大な経営により利益を創出し、将来に渡って発展していくことが、全従業員の幸せと社会への貢献になると信じて上記の経営方針に取り組んでまいります。

４【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

（１）市場環境の変化について

当社が事業を展開するクラウド市場は急速な成長を続けており、この市場成長傾向は継続するものと見込んでいます。一方でクラウド関連サービスは技術革新の進歩が速く、それに応じて業界標準及び利用者のニーズが変化し、新たな製品やサービスも相次いで登場しています。これらへの対応が遅れた場合、当社の提供する製品やサービスが陳腐化し、競合他社に対する競争力の低下を招き、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の製品やサービスは、法人を主要顧客としており、勤怠管理など顧客の従業員が毎日必ず利用する機能を提供しています。これらは直ちに契約が解約される性質の商品ではないため安定的な収益を見込んでおりますが、国内外の経済情勢の変動や景気動向等を理由として、予期しないクラウド市場の成長鈍化により顧客のＩＴ投資マインドが減退するような場合には、新規契約数の伸びが鈍化する可能性など、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（２）人材の採用・育成について

当社の事業の持続的な成長には、計画的な採用活動による新卒採用に加え、一定水準以上の専門技術・知識を有する技術者及び営業人員の中途採用により、業務拡大を想定した人員の強化及び育成が重要と認識しております。当社を取り巻く業界は慢性的に人員不足と言われており、人材獲得競争が激化し、人材の採用が円滑に進まない場合や在職している人材の社外流出が生じた場合、当社の事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（３）競合について

当社が事業を展開する勤怠管理や経費精算などの一連のクラウドサービスにおいては競合企業が存在しておりますが、当社では、①単一機能を提供することに留まらず、勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、予実管理などの日々の業務遂行に必要な機能を総合的に提供できること、②顧客に応じたクラウドサービスを提供できること、を強みとして差別化をしております。しかしながら、競合企業の技術力の向上や予期しないサービスの登場、価格破壊などにより競争が激化する場合には、新規契約数の伸びが鈍化する可能性や既存契約先の解約数が増加するなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）システム障害及び製品の不具合について

当社のサービスは、インターネット通信網を通じたクラウドサービスとして提供しております。このため、自然災害や事故その他によるインターネット通信網の切断や、ハードウェア・ソフトウエアの不具合、人的要因による障害、予想外の急激なアクセス増加による過負荷または外部からの不正アクセスその他によるシステム障害などが発生した場合には、当社サービス提供の継続に支障が生じる可能性があります。

また、当社製品において、プログラムの不具合であるバグを無くすことは重要な課題ですが、皆無にするのは難しいと一般的に言われています。当社は、製品の信頼性を高めることが、長期的な顧客の獲得につながるものと考えており、このようなバグを発生させないよう、設計開発の高度化や念入りなテストを行うなどにより品質の確保に努めています。しかし、予期し得ない重大なバグを内在したまま製品をリリースし、それが後に顕在化した場合、製品の信用が低下し当社の業績は影響を受ける可能性があります。

（５）特定の製品への依存について

当社のクラウドサービスは、Microsoft社のプラットフォーム「Microsoft Azure」上で提供しております。プラットフォーム事業者の事業戦略の転換、契約の変更などによっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（６）情報セキュリティについて

当社は、情報セキュリティの国際規格「ISO27001」を全社で認証取得しており、認証に適合した情報の安全な管理体制を構築し、社内規程の制定、従業員への教育などを通じて管理を徹底しておりますが、不測の事態等により機密情報や個人情報が流出する可能性を完全になくすことは困難です。情報流出が生じた場合、当社の社会的信用が失墜するとともに損害賠償等の費用負担が発生するなど、当社の事業及び財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

（７）知的財産権について

当社が開発した製品にかかる知的財産権について、これまで、第三者から侵害訴訟などを提起されたことはありませんが、当社が認識していない特許などが成立している場合、当社の製品が第三者の知的財産権に抵触する可能性を完全に排除することは困難です。当該第三者による損害賠償及び特許等の使用差し止めの訴えなどにより、当社の事業及び財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

（８）特定の人物への依存について

当社の代表取締役社長である深見和久は、当社の創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。当社の事業展開における事業戦略策定や、業界における人脈の活用に関して、重要な役割を果たしております。当社は、経営管理体制の強化、経営幹部の育成などを図ることにより、同氏への過度な依存の脱却に努めておりますが、現時点においては、未だ同氏に対する依存度は高いと考えております。今後、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難になる場合には、当社の事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

（９）大株主について

当社の代表取締役社長である深見和久並びに同人の資産管理会社である株式会社オフィス深見の所有株式数は、本書公表日現在で発行済株式総数の69.9%となっており、引き続き大株主となる見込みです。

深見和久及び株式会社オフィス深見は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たって

は、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

深見和久は、当社の創業者であるとともに代表取締役社長であるため、当社といたしましてもこれらは安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情によりこれらの当社株式が売却された場合には、当社株式の市場価格及び流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J－Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J－Adviser 契約」とします。) を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J－Adviser 契約を締結しているのは名南M＆A株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社との J－Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り１ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J－Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J－Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J－Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J－Adviser 契約上の義務＞

・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと

・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること

・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

＜J－Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、名南M＆A株式会社（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J－Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後１年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合　当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）規程施行規則第501条第７項第５号ｂに定める、第６項に定める純資産の額が正の状態となるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第１号ａｊに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲及び乙が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲及び乙が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の１００分の１０に相当する額以上である場合に限る。）　甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合　当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）　TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）　前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場

合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）　TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）　特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの2　非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲及び乙が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

ａ 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

ｄ TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

ｅ TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

ｆ 議決権の比率が３００％を超える第三者割当に係る決議又は決定

ｇ 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと相手方が認めるとき

⑲ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

５【経営上の重要な契約等】

相手先	契約年月日	契約内容	契約期間
シネックスジャパン株式会社 （注）１	2019年２月８日	クラウドサービス リセーラー契約（注）２	2019年２月８日から１年間 （注）３

（注）１．2022年１月１日にTD SYNNDEX株式会社へ社名変更しております。

２．当契約に基づき提供されるCLOUDSolvサービス（現在はStreamOne Stellrと名称変更）を通じて、Microsoft Azureを当社クラウドサービスの基盤として利用しております。

３．契約には同一条件での自動延長条項が含まれております。

6【研究開発活動】

当社はパーパスである、「業務の無駄をなくすデジタルソリューションで、『マネジメントの効率』と『社員のモチベーション』を高め、一人あたり、一社あたりの生産性を高める」ことを実現するために、将来を見据えた研究開発や新規サービスの創出が重要な課題であると考え、積極的に研究開発活動を行っております。

当社は「クラウドサービス事業」の単一セグメントで、プロダクトサービスとクラウドインテグレーションの２つのサービスを展開しております。当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）の研究開発活動としては、プロダクトサービスの主要製品である「manage」の次世代版の設計・開発に取り組んでおります。

研究開発費の総額は、当事業年度においては74,195千円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

流動資産は1,309,497千円となり、前事業年度末に比べ99,917千円増加いたしました。これは主として現金及び預金が34,334千円、売掛金が39,788千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

固定資産は287,920千円となり、前事業年度末に比べ15,531千円増加いたしました。これは主として保険積立金が10,170千円増加したことによるものであります。

（流動負債）

流動負債は777,838千円となり、前事業年度末に比べ78,584千円減少いたしました。これは主として未払法人税等が64,458千円、未払消費税等が20,597千円減少したためであります。

（固定負債）

固定負債は28,188千円となり、前事業年度末に比べ13,390千円増加いたしました。これは資産除去債務の増加によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の合計は791,391千円となり、前事業年度末に比べ180,642千円増加いたしました。これは主として利益剰余金が174,985千円増加したことによるものであります。

（3）経営成績の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

（4）経営成績に重要な影響を与える要因

「第３【事業の状況】４【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

（5）キャッシュ・フローの状況

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（6）運転資本

上場予定日（2026年３月27日）から12ヶ月間の運転資本は、現状の自己資金で十分であると認識しております。

第４【設備の状況】

当社は単一セグメントであり、セグメント別の記載は省略しております。

１【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資額は16,224千円であり、その主な内容は、本社及び東京オフィスの建物附属設備に係る原状回復費用の見積変更によるものです。また、当事業年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

第31期末（2025年９月30日）における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年９月30日現在

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価格（千円）				従業員数 （名）
		建物	土地 （面積㎡）	工具、 器具及び備品	合計	
本社 （愛知県名古屋市）	事務所	35,519	―	9,027	44,546	94
東京オフィス （東京都新宿区）	事務所	14,889	―	3,671	18,560	11
大阪オフィス （大阪市北区梅田）	事務所	―	―	1,050	1,050	10
エクシブ蓼科7号棟 （長野県茅野市北山）	福利厚生施設	1,353	354 （332.85㎡）	―	1,707	―

（注）１．上記事務所は賃借しており、その年間賃借料は64,520千円（税別）であります。

２．従業員数は就業人員数であり、短時間勤務社員、契約社員、臨時雇用者を含み、派遣社員は除いております。

３【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却、売却等

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数(株)（2025年9月30日）	公表日現在発行数(株)（2026年３月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,270,000	1,674,600	5,954	595,400	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,270,000	1,674,600	5,954	595,400	－	－

（注）１．2026年１月15日開催の取締役会決議により、2026年１月23日付で普通株式１株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は 589,446 株増加し、595,400 株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は 2,260,000 株増加し、2,270,000 株となっております。

２．2026年１月23日開催の臨時株主総会決議により、2026年１月23日付で普通株式 100 株を１単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年１月23日	589,446	595,400	－	100,000	－	10,000

（注）2026年１月15日の取締役会決議に基づき、2026年１月23日で普通株式１株を100株に株式分割を行っております。

（６）【所有者別状況】

2026年１月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	38	40	－
所有株式数（株）	－	－	－	319,200	－	－	276,200	595,400	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	53.6	－	－	46.4	100.0	－

（注）2026年１月23日開催の株主総会決議により、2026年１月23日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（７）【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第３【株主の状況】」に記載のとおりです。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年１月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 595,400	5,954	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	595,400	－	－
総株主の議決権	－	5,954	－

（注）2026年１月15日の取締役会決議に基づき、2026年１月23日付で普通株式１株を100株に株式分割を行っております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（９）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

（10）【従業員株式所有制度の内容】

社員持株会を運営しており、一定の基準のもと、任意で入退会ができるようになっております。 本書公表日現在の社員持株会の当社株式所有数は 52,100株となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への安定配当を継続することを基本としつつ、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の充実を勘案して配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、基準日を毎年９月30日とする年１回の期末配当を行うことを基本方針としており、配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は取締役会決議により、毎年３月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

この方針のもと、当事業年度の配当につきましては、期末配当金を１株当たり5,000円（配当性向は14.5%）といたしました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える技術・研究開発体制及び人材採用・育成の強化し、市場競争力を高め、事業戦略の展開を図るために有効な投資をしてまいりたいと考えております。

決議年月日	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）
2025年12月23日 定時株主総会決議	29,770	5,000

（注）当社は、2026年１月23日付で普通株式１株を 100 株に株式分割しております。１株当たり配当額については、当該株式分割前の配当の額を記載しております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場株式であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役員一覧

男性　８名　女性　－名　（役員のうち女性の比率　－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数（株）
代表取締役	社長	深見　和久	1968年 １月１日生	1991年９月　株式会社バインス情報センター入社 1995年10月　有限会社アイ・ティー・シーシステム（現当社）設立 代表取締役社長（現任） 2015年８月　株式会社テクノシステム　代表取締役	（注）３	（注）５	101,500
取締役	プロダクトサービス本部長	横山　正樹	1970年 10月11日生	1989年４月　株式会社メイテック入社 1994年１月　株式会社コスモルート入社 1997年１月　有限会社フェネックグループ入社 1999年12月　当社　入社 2019年８月　当社　取締役開発部長 2020年１月　当社　取締役プロダクトサービス部長 2021年１月　当社　取締役プロダクトサービス本部長（現任）	（注）３	（注）５	13,200
取締役	クラウドインテグレーション本部長	中川　和光	1976年 ９月15日生	1999年４月　株式会社アスカ入社 2000年８月　当社　入社 2019年８月　当社　取締役営業部長 2020年１月　当社　取締役ソリューションサービス部長 2021年１月　当社　取締役クラウドインテグレーション本部長（現任）	（注）３	（注）５	10,800
取締役	経営管理部長	近藤　敏春	1965年 ４月15日生	1988年４月　株式会社アタックス入社 2002年８月　株式会社ビジット入社 2003年６月　当社　入社 2004年１月　当社　受託開発事業部マネージャー 2015年１月　当社　ＥＲＰソリューション部マネージャー 2016年１月　当社　第２ソリューション部長 2018年１月　当社　経営管理ソリューション推進室長 2021年12月　当社　監査役 2023年12月　当社　取締役経営管理部長（現任）	（注）３	（注）５	10,300
取締役（注）１	－	梅田　弘之	1957年 11月24日生	1980年４月　東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝）入社 1989年８月　住商コンピューターサービス株式会社（現SCSK株式会社）入社 1995年３月　株式会社システムインテグレータ 設立 代表取締役社長 2021年12月　当社　取締役（現任） 2022年３月　株式会社システムインテグレータ　代表取締役会長（現任） 2025年５月　株式会社BizSaaS設立　代表取締役社長（現任）	（注）３	（注）５	1,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数（株）
常勤監査役	－	佐藤　洋二	1958年 ８月26日生	1982年４月　中部通信建設株式会社（現シーキューブ株式会社）入社 1988年４月　株式会社フューチャーイン出向 1991年４月　株式会社フューチャーイン転籍 2009年４月　同社　東京支店長 2012年４月　同社　自治体・文教ソリューション本部営業部長 2016年４月　同社　経営企画本部経営企画部長兼新規事業推進部長 2018年５月　株式会社ケーエスジャパン出向 2018年６月　同社　代表取締役 2024年12月　当社　監査役（現任）	（注）４	（注）５	300
監査役（注）２	－	藤本　明徳	1954年 ４月20日生	1988年10月　第二電電株式会社（現KDDI株式会社）入社 2002年２月　同社　au北海道支社 営業部長 2003年４月　同社　経営戦略本部 企画調査部長 2004年４月　同社　総務人事本部 人事部長 2007年10月　同社　リスクマネジメント本部 内部統制部長 2010年４月　同社　理事 九州総支社長 2012年４月　KDDIエンジニアリング株式会社出向 取締役執行役員専務 経営管理本部長 2015年12月　東京都労働委員会使用者委員 2020年12月　当社　社外監査役（現任） 2023年４月　ピープル株式会社 社外取締役（現任） 2024年１月　ＪＥＫ合同会社代表社員（現任）	（注）４	（注）５	1,300
監査役（注）２	－	林　高史	1966年 10月27日生	1991年10月　中央新光監査法人入所 1997年１月　株式会社ジャフコ入社 2005年３月　林公認会計士事務所開設　所長（現任） 2017年１月　日本ホスピスホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2018年３月　株式会社Kips 取締役（現任） 2020年６月　日本プラスト株式会社　社外取締役（現任） 2020年11月　株式会社EVERING　社外監査役（現任） 2021年６月　株式会社雨宮　社外監査役（現任） 2023年12月　美ら技研株式会社　社外監査役（現任） 2025年12月　当社　社外監査役（現任）	（注）４	－	800
計							139,200

（注）１．取締役　梅田弘之は、会社法第２条第15項に定める社外取締役であります。

２．監査役　藤本明徳及び林高史は、会社法第２条第16項に定める社外監査役であります。

３．取締役の任期は、2026年１月23日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時株主総会の終結の時までであります。

４．監査役の任期は、2026年１月23日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時株主総会の終結の時までであります。

５．2025年９月期における役員報酬の総額は、70,415 千円を支給しております。

６．当社は、2026年１月23日付で普通株式１株を 100 株に株式分割しております。役員の所有株式数は分割後の株式数であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると共に、取引先、社会、人類の進歩発展に貢献します。」を企業理念としており、株主及びステークホルダーにとっての企業価値を高めることが最優先課題であると考え、コーポレート・ガバナンスを強化する取組みを行っております。

経営方針においては、「ガラス張り経営で追求する公明正大な利益」「ベクトルの合った社員によるお客様第一主義」「高い目標で挑戦する全員参加経営」「大家族主義をベースとした実力主義」の方針を掲げ、全社一丸となって取り組んでおります。

今後も引き続き「コーポレート・ガバナンス」の重要性を認識し、「コーポレートガバナンス・コード」の基本原則を踏まえた体制の強化、運用の徹底に努めます。

②会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

当社は、コーポレート・ガバナンス強化のため2021年12月に監査役会設置会社に移行しております。当社のガバナンス機構を強化向上するために、経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限と責任を集中させ、取締役会から独立した非業務執行機関である監査役及び監査役会に取締役会への監査機能を担わせることによって、高い牽制機能を持つ体制の確立を図るために、本機関設計を選択しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

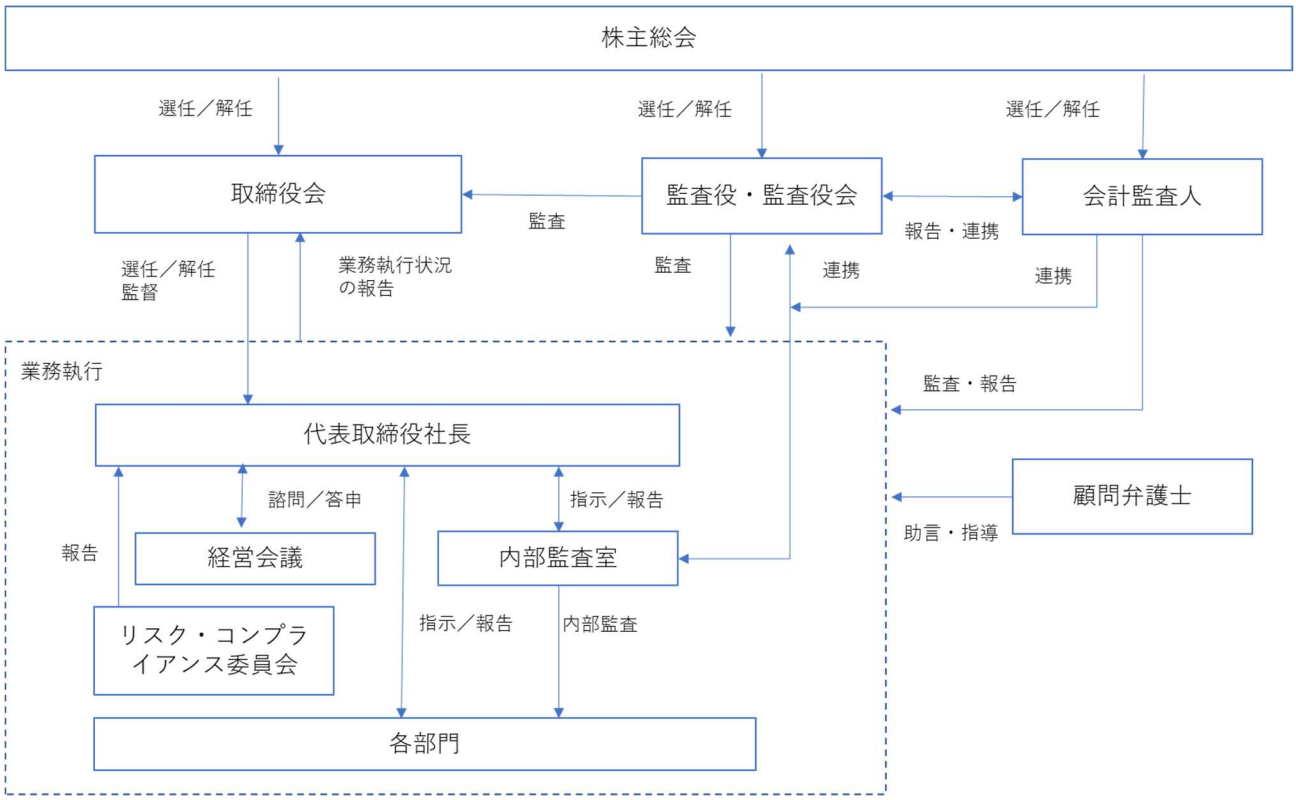

（取締役及び取締役会）

取締役会は、取締役５名（うち、社外取締役１名）で構成しており、当社の経営管理の意思決定機関として法定事項を協議決定するとともに、経営の基本方針並びに経営執行上の重要な事項に関する意思決定機関として機能しております。取締役会は、原則として毎月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な重要事項の審議及び意思決定が可能な体制としております。

（監査役及び監査役会）

監査役は、取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。常勤監査役は経営会議へ出席し、部門長等による事業報告を受け調査資料としております。監査役会は、毎月１回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査人及び会計監査人と随時情報共有や意見交換を実施し、相互に連携を図ることで、監査の実効性を高めております。

（経営会議）

経営会議は、経営方針と諸方策を適切迅速に審議決定し、経営活動の効率化を図り、併せて重要な報告を目的とした会議体として機能しております。経営会議は、本書提出日現在、常勤役員及び全部長により構成されております。経営会議は、原則として毎月１回の定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

（内部監査室）

内部監査室は、代表取締役社長直轄の独立した立場で内部監査規程に基づき、組織の健全な経営と内部統制の確保を目的として、業務の有効性や法令遵守状況の評価・検証を行っております。また、内部監査室、監査役及び会計監査人は年間予定、業績報告など、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

（リスク・コンプライアンス委員会）

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長が委員長となり、委員は常勤役員及び全部長で構成され、３ヶ月に１回開催し、当社のリスクマネジメント及び法令遵守に関する事項等を審議・決定しております。

（会計監査人）

当社は監査法人東海会計社と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、公正不偏な立場から厳格な監査を受けております。

（顧問弁護士）

当社は、企業経営及び日常業務に関して、法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断上の参考とするため必要に応じてアドバイスを受ける体制を採っております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は企業経営の透明性及び業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を改定する決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。なお当該基本方針は以下のとおり定めております。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）当社の社会的責任及び企業倫理を果たすため、「経営理念」に基づく「行動指針」及び「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、当社の役員及び従業員（以下、社員等という。）に周知徹底させる。

（２）内部統制及び企業倫理の責任体制を明確化するため、当社の常勤役員及び全部長で構成するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当委員会を通じて当社のコンプライアンスの醸成に努めリスクマネジメントに取り組む。

（３）内部監査を定期的に実施し、法令・定款及び当社の規程に準拠し業務が適正に行われているか監査する。内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査室により計画的に実施し、監査結果は代表取締役社長へ報告する。

（４）内部通報制度を制定し、通報・相談を推進するための「内部通報窓口」を設置し、未然防止及び事実の早期把握と牽制機能を確保する。

（５）顧問弁護士、会計監査人及び外部専門家等の助言を参考に、コンプライアンス体制の確立に取り組む。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（１）取締役の職務の執行に係る重要な意思決定及び報告等に関する情報は、「文書管理規程」等社内規程に基づき保存及び管理するものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１）事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「リスク・コンプライアンス管理規程」 等に基づき、関係委員会の開催及び対策本部の設置等により、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を取るものとする。

（２）必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスク等の軽減に努める。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）取締役会を毎月開催し、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行う。

（２）日常の職務執行については、「決裁権限規程」及び「業務分掌規程」等の規程に基づき 権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保し、職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を維持する。

（３）業務執行に関する重要事項の審議・決定及び取締役会の事前審議機関として、常勤役員及び全部長で構成する経営会議を月１回以上開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化並びに意思決定の迅速化を図る。

５．当社における業務の適正を確保するための体制

（１）「経営理念」及び「行動指針」に基づき、コンプライアンス体制の構築に努める。

（２）内部監査室は、会社の業務の状況について定期的に監査を行う。

６．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

（１）監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要な人員を配置する。また、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。

（２）当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

７．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

（１）監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に参画し、報告を求めることができる。 また、監査役が必要と判断する会議の議事録を閲覧することができる。

（２）社員等は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査役に報告する。

（３）監査役は、その職務執行上必要と判断した事項について、社員等に報告を求めることができる。

（４）当社は、監査役へ報告を行った社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）監査役は、代表取締役社長と定期的または必要に応じて面談し、経営方針、その他必要事項及び監査上の重要な課題等について意見交換する。

（２）監査役は、会計監査人及び内部監査室との連携を図るため随時会合を持つ。

（３）監査役は、必要に応じて顧問弁護士等の意見と助言を求めることができる。

（４）当社は、監査役から所要の費用の請求を受けた時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除きその費用を負担する。

９．財務報告の信頼性を確保するための体制

（１）財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

（１）反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「反社会的勢力排除に関する基本方針」に定める。また、必要に応じて警察や顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取る。

④内部監査及び監査役監査の状況

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、社外監査役２名と常勤監査役１名で構成される監査役会により実施されております。監査役３名の間で適切な業務分担を図ったうえで、取締役会及びその他重要な会議への出席、代表取締役社長及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて実施しており、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。

常勤監査役の田畠英幸氏は2024年12月に退任し、同月の第30期定時株主総会で佐藤洋二氏が監査役として選任され、常勤監査役に就任しました。佐藤洋二氏は長年ＩＴ会社の経営経験があります。また監査役の花田英司氏は2025年12月開催の定時株主総会をもって退任し、新たに林高史氏が監査役として選任されました。

監査役会における主な検討事項として、監査計画の策定、監査重点項目の決定、取締役会の議事内容の確認、内部監査室との連携、監査法人の監査の方法及び相当性の確認等があります。

常勤監査役の活動として、重要会議の出席、重要な書類等の閲覧、取締役からの報告・説明等の聴取、業務部門の面談、社外監査役への情報共有等を行っております。

最近事業年度における各監査役の監査役会への出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
田畠　英幸	４回	４回
佐藤　洋二	10回	10回
藤本　明徳	14回	14回
花田　英司	14回	14回

内部監査の状況

代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室（１名）が内部監査計画に基づき、業務の適正性の確保、業務手続きの効率化・改善等に貢献することを目的として内部監査を実施しております。

内部監査室は、監査役会、会計監査人との連携のもと、各部署を対象に業務監査を計画的に実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対する具体的な助言・勧告を行い、改善状況を確認する等、実効性の高い内部監査を実施しております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会で「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、損失の危険の管理に関して次のとおり規程及び運用体制を整備しております。

・リスク管理を円滑にするために、「リスク・コンプライアンス規程」及びその細則を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

・代表取締役社長は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営管理部をその事務局とする。

・リスク・コンプライアンス委員会は、内部監査室と連携して、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各部門の長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

また、経営や業績に多大な影響を及ぼす恐れのある事象については、取締役会及び経営会議等の定時開催される重要会議の場においても情報を共有し、早期に是正することができるよう努めております。さらに、当社の内部監査室が、リスク管理体制全般の適切性や有効性を検証しております。

⑥支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針

株式会社オフィス深見は、支配株主に該当しております。当社は原則として支配株主との取引を行わない方針ですが、例外的に支配株主との取引を行う際には、一般取引先と同様の適切な条件で行なうことを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性については取締役会において慎重に審議の上決定し、少数株主の利益を害することの無いよう適切に対応してまいります。

⑦社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は１名、社外監査役は２名であります。

社外取締役である梅田弘之氏には、株式会社システムインテグレータにおける代表取取締役としての豊富な経験と幅広い見識及び知見により、独立した立場から当社の経営全般にわたる助言を期待しております。当社と同氏との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の取引等利害関係はありません。

社外監査役である藤本明徳氏は、他社で内部統制部長の経験があり、内部監査・内部統制に関する専門的な知識と幅広い見識を有しております。

社外監査役である林高史氏は公認会計士の資格を持ち、他社での社外監査役や社外取締役の経験が長く、コーポレート・ガバナンスについての知見を有しております。

なお、当該社外取締役及び社外監査役が他の会社等の役員もしくは使用人である、または役員もしくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社の間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。なお、社外取締役及び社外監査役は、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため、経営の意思決定に多様な視点を取り入れるとともに、中立的かつ独立的な監視機能及び役割を果たしております。

⑧役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は次のとおりです。

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（社外取締役を除く）	61,935	49,548	12,387	－	4
常勤監査役	4,160	4,160	－	－	2
社外取締役	1,440	1,440	－	－	1
社外監査役	2,880	2,880	－	－	2

（注）１．上記の報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでおりません。

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は４名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

⑫自己株式の取得

当社は、取締役会決議によって自己株式を取得することができる旨を、定款で定めております。

⑬株主総会における特別決議要件

当社は、株主総会における会社法第309条第２項で定める特別決議は、議決権を有する株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を、定款で定めております。

⑭補償契約及び会社役員賠償責任保険

当社は、役員等との間で補償契約は結んでおりません。また、保険会社との間で会社役員賠償責任保険も結んでおりません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	11,500	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の会計監査人に対する監査報酬の決定方針については、監査法人からの見積り提案をもとに、監査計画、監査日数及び監査従事者の構成等を勘案して検討し、監査役会の同意を得た後に決定することとしております。

会計監査人に対する報酬等に対して、監査役会が会社法第399条の規定に基づき、監査法人から受けた監査計画、監査内容、作業時間、単価等について説明を受けた上で、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、その妥当性を検討することとしております。その結果、監査役会は会計監査人の報酬について同意しております。

第６【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

（２）当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第６項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、当事業年度（2024年10月１日から2025年９月30日まで）の財務諸表について、監査法人東海会計社により監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年９月30日）	当事業年度 （2025年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	887,749	922,084
売掛金	175,181	214,969
契約資産	23,484	36,241
有価証券	―	12,675
棚卸資産	※1　9,597	※1　14,972
前渡金	59,328	62,346
前払費用	29,161	42,700
その他	25,078	3,507
流動資産合計	1,209,580	1,309,497
固定資産		
有形固定資産		
建物	68,410	77,577
工具、器具及び備品	33,968	35,434
土地	354	354
減価償却累計額	△38,907	△47,500
有形固定資産合計	63,825	65,864
無形固定資産		
ソフトウェア	1,474	1,081
無形固定資産合計	1,474	1,081
投資その他の資産		
投資有価証券	48,129	44,354
敷金	59,257	65,000
保険積立金	60,013	70,183
繰延税金資産	39,005	41,264
その他	682	171
投資その他の資産合計	207,088	220,974
固定資産合計	272,388	287,920
資産合計	1,481,969	1,597,418

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年９月30日）	当事業年度 （2025年９月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	97,033	116,259
未払金	20,017	16,983
未払費用	52,749	52,945
未払法人税等	78,384	13,925
未払消費税等	47,582	26,985
契約負債	447,650	448,023
賞与引当金	95,526	81,874
その他	17,478	20,841
流動負債合計	856,422	777,838
固定負債		
資産除去債務	14,797	28,188
固定負債合計	14,797	28,188
負債合計	871,220	806,026
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
利益準備金	5,118	8,095
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	485,602	657,610
利益剰余金合計	490,720	665,705
株主資本合計	600,720	775,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,028	15,685
評価・換算差額等合計	10,028	15,685
純資産合計	610,749	791,391
負債純資産合計	1,481,969	1,597,418

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2023年10月１日 至2024年９月30日）		当事業年度 （自2024年10月１日 至2025年９月30日）	
売上高	※1	2,225,126	※1	2,395,206
売上原価		1,559,896		1,676,337
売上総利益		665,229		718,869
販売費及び一般管理費	※2	443,562	※2	450,875
営業利益		221,667		267,993
営業外収益				
受取利息		70		1,093
受取配当金		1,524		2,054
助成金収入		8,696		3,725
その他		1,009		146
営業外収益合計		11,300		7,021
営業外費用				
支払手数料		1,770		－
退職金制度切替費用		2,549		－
事務所移転費用		－		2,533
その他		220		1,933
営業外費用合計		4,539		4,467
経常利益		228,429		270,547
特別利益				
補助金収入	※3	46,966		－
特別利益合計		46,966		－
特別損失				
固定資産除却損		－	※4	2,532
特別損失合計		－		2,532
税引前当期純利益		275,396		268,015
法人税、住民税及び事業税		75,741		68,762
法人税等調整額		△9,390		△5,502
法人税等合計		66,350		63,259
当期純利益		209,045		204,755

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自2023年10月１日 至2024年９月30日）		当事業年度 （自2024年10月１日 至2025年９月30日）	
		金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）
Ⅰ仕入高		498,067	31.9	529,836	31.5
Ⅱ労務費		483,537	30.9	467,910	27.8
Ⅲ経費	※1	581,846	37.2	683,743	40.7
計		1,563,451	100.0	1,681,490	100.0
期首仕掛品棚卸高		6,042		9,597	
合計		1,569,494		1,691,087	
期末仕掛品棚卸高		9,597		14,750	
売上原価		1,559,896		1,676,337	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算であります。

（注）１．主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
外注費	481,646	531,392
地代家賃	40,855	45,626
旅費交通費	15,280	12,482
研究開発費	24,579	74,195

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年10月１日　至 2024年９月30日）　（単位:千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	10,000	10,000	3,927	289,655	293,583	403,583	8,753	8,753	412,336
当期変動額										
剰余金の配当					△11,908	△11,908	△11,908			△11,908
利益準備金繰入				1,190	△1,190	－	－			－
当期純利益					209,045	209,045	209,045			209,045
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								1,274	1,274	1,274
当期変動額合計	－	－	－	1,190	195,946	197,137	197,137	1,274	1,274	198,412
当期末残高	100,000	10,000	10,000	5,118	485,602	490,720	600,720	10,028	10,028	610,749

当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）　（単位:千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	10,000	10,000	5,118	485,602	490,720	600,720	10,028	10,028	610,749
当期変動額										
剰余金の配当					△29,770	△29,770	△29,770			△29,770
利益準備金繰入				2,977	△2,977	－	－			－
当期純利益					204,755	204,755	204,755			204,755
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								5,657	5,657	5,657
当期変動額合計	－	－	－	2,977	172,008	174,985	174,985	5,657	5,657	180,642
当期末残高	100,000	10,000	10,000	8,095	657,610	665,705	775,705	15,685	15,685	791,391

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2023年10月１日 至2024年９月30日）	当事業年度 （自2024年10月１日 至2025年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	275,396	268,015
減価償却費	13,933	12,059
固定資産除却損	－	2,532
事務所移転費用	－	2,533
助成金収入	△8,696	△3,725
補助金収入	△46,966	－
賞与引当金の増減額（△は減少）	8,807	△13,652
受取利息及び受取配当金	△1,594	△3,148
売上債権の増減額（△は増加）	69,256	△52,545
棚卸資産の増減額（△は増加）	△3,554	△5,374
仕入債務の増減額（△は減少）	△12,204	19,226
未払金の増減額（△は減少）	1,303	△3,034
未払費用の増減額（△は減少）	△6,091	196
その他	△72,419	△33,162
小計	217,168	189,919
利息及び配当金の受取額	1,234	2,519
助成金の受取額	8,696	3,725
補助金の受取額	48,399	－
法人税等の還付額	12,073	－
法人税等の支払額	△39,685	△118,323
営業活動によるキャッシュ・フロー	247,888	77,841
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	－	△640,000
有形固定資産の取得による支出	△5,592	△1,465
保険積立金の積立による支出	△10,254	△10,080
敷金の差入による支出	－	△8,338
敷金の回収による収入	143	68
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,703	△659,816
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△9,476	△23,690
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,476	△23,690
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	222,707	△605,665
現金及び現金同等物の期首残高	665,041	887,749
現金及び現金同等物の期末残高	※ 887,749	※ 282,084

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品・・・最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８年～36年

工具、器具及び備品　５年～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員賞与の支払いに備えて、支給見込額の当事業年度における負担額を計上しております。

（３）受注損失引当金

受注制作ソフトウェア開発に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる契約について、損失見込額を計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社の主な収益はプロダクトサービス、クラウドインテグレーションの売上区分から生じる収益であります。当該売上区分別の収益認識の時点は次のとおりであります。

（１）プロダクトサービス

プロダクトサービスは、主にクラウド方式により自社製品manageのライセンス販売を行っております。

サービス導入までに係る初期費用等については、稼働を確認した時点で収益を認識しております。ライセ

ンス販売による利用料については顧客との契約期間に従い一定の期間にわたって収益を認識しております。

（2）クラウドインテグレーション

受託開発（各種受注制作のソフトウェア開発）について、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、期間がごく短い受託開発契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

ソフトウェア販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しております。財又はサービスに対する支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位:千円）

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	39,005	41,264

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の課税所得の見積りに基づき、回収可能と認められる将来減算一時差異について計上しております。将来の課税所得の見積りに際しては、翌会計以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、当該予算及び中期経営計画の算定に当たっては、過去の業績動向、現時点における経済・市場環境、並びに将来予測される外部環境の変化を総合的に勘案して策定しております。しかしながら、将来の市場環境等には不確実性が内在しており、実際の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年９月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※１　棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。　(単位:千円)

	前事業年度 (自2023年10月１日 至2024年９月30日)	当事業年度 (自2024年10月１日 至2025年９月30日)
仕掛品	9,597	14,750
貯蔵品	－	221
計	9,597	14,972

(損益計算書関係)

※１ 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42%、当事業年度46%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度58%、当事業年度54%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。　(単位:千円)

	前事業年度 (自2023年10月１日 至2024年９月30日)	当事業年度 (自2024年10月１日 至2025年９月30日)
役員報酬	66,909	70,415
給与手当・賞与	155,813	143,454
賞与引当金繰入額	22,897	19,592

※３ 補助金収入の内容は、次のとおりであります。　(単位:千円)

	前事業年度 (自2023年10月１日 至2024年９月30日)	当事業年度 (自2024年10月１日 至2025年９月30日)
事業再構築補助金	46,966	－
計	46,966	－

※４ 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。　(単位:千円)

	前事業年度 (自2023年10月１日 至2024年９月30日)	当事業年度 (自2024年10月１日 至2025年９月30日)
建物	－	2,532
計	－	2,532

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自　2023年10月１日　至　2024年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,954	－	－	5,954
合計	5,954	－	－	5,954

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年12月20日定時株主総会	普通株式	11,908	2,000	2023年９月30日	2023年12月21日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年12月18日定時株主総会	普通株式	29,770	利益剰余金	5,000	2024年９月30日	2024年12月19日

当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,954	－	－	5,954
合計	5,954	－	－	5,954

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年12月18日定時株主総会	普通株式	29,770	5,000	2024年９月30日	2024年12月19日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年12月23日 定時株主総会	普通株式	29,770	利益剰余金	5,000	2025年９月30日	2025年12月24日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（単位:千円）

	前事業年度 （自2023年10月１日 至2024年９月30日）	当事業年度 （自2024年10月１日 至2025年９月30日）
現金及び預金勘定	887,749	922,084
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	－	△640,000
現金及び現金同等物	887,749	282,084

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は経営方針として無借金経営を掲げ、資金計画に基づき事業に必要な運転資金及び設備資金を自己資金で賄っております。また、資金運用については流動性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、契約負債は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券である株式は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金計画を作成・更新するとともに、充分な手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金及び預金は預金であり、売掛金、契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等及び契約負債は、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年９月30日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）有価証券及び投資有価証券（＊１）	36,367	36,367	－
（２）敷金	59,257	52,722	△6,535
資産計	95,625	89,089	△6,535

（＊１）市場価格のない株式等は「（１）有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	11,762

当事業年度（2025年９月30日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）有価証券及び投資有価証券（＊１）	45,305	45,305	－
（２）敷金	65,000	60,992	△4,007
資産計	110,306	106,298	△4,007

（＊１）市場価格のない株式等は「（１）有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	11,724

（注）１．金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年９月30日）

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	887,749	－	－	－
売掛金	175,181	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債等	－	10,699	－	－
合計	1,062,930	10,699	－	－

敷金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

当事業年度（2025年９月30日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	922,084	－	－	－
売掛金	214,969	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債等	12,675	－	－	－
合計	1,149,729	－	－	－

敷金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

（注）２．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年９月30日）

該当事項はありません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年９月30日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	25,668	－	－	25,668
国債・地方債等	－	10,699	－	10,699
資産計	25,668	10,699	－	36,367

当事業年度（2025年９月30日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	32,630	－	－	32,630
国債・地方債等	－	12,675	－	12,675
資産計	32,630	12,675	－	45,305

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年９月30日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	52,722	－	52,722
資産計	－	52,722	－	52,722

当事業年度（2025年９月30日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	60,992	－	60,992
資産計	－	60,992	－	60,992

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２に分類しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2024年９月30日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	22,451	6,816	15,635
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	10,699	9,478	1,221
	② その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	33,150	16,294	16,856
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	4,318	5,881	△1,562
	(2) 債券	―	―	―
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	4,318	5,881	△1,562
合計		37,469	22,175	15,294

当事業年度（2025年９月30日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	29,966	8,640	21,326
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	12,675	9,478	3,197
	② その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	42,641	18,118	24,523
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	3,727	4,056	△329
	(2) 債券	―	―	―
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	3,727	4,056	△329
合計		46,369	22,175	24,194

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2023年10月１日　至　2024年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付制度としてＳＢＩ確定拠出年金制度を採用しております。

なお、中小企業退職金共済制度（中退共）は前期をもって終了しております。

２．確定拠出年金制度

当期の確定拠出年金制度に係る掛金は 20,205千円 であり、前期の中退共掛金は13,798千円であります。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位:千円）

	前事業年度 （2024年９月30日）	当事業年度 （2025年９月30日）
繰延税金資産		
賞与引当金	32,889	28,189
未払費用	5,388	4,861
一括償却資産	1,362	1,517
資産除去債務	5,094	9,705
契約負債	－	18,402
未払事業税	6,530	2,391
その他	71	232
繰延税金資産小計	51,338	65,300
評価性引当額	△5,146	△9,756
繰延税金資産合計	46,191	55,543
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△1,694	△5,770
その他	△226	－
その他有価証券評価差額金	△5,265	△8,508
繰延税金負債合計	△7,186	△14,278
繰延税金資産（負債）の純額	39,005	41,264

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2024年９月30日）	当事業年度 （2025年９月30日）
法定実効税率	34.43%	34.43%
（調整）		
住民税均等割	0.45	0.47
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	△0.04	△0.05
中小法人軽減税率等	△0.29	△0.29
税額控除	△8.68	△8.43
評価性引当金の増減額	0.03	1.72
修正申告による影響額	－	△5.85
その他	△1.81	1.60
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.09	23.60

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が 2025年３月31日に国会で成立し、2026年４月１日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が適用されることになりました。

これに伴い、2026年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 34.43%から 35.28%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（持分法損益等）

前事業年度（自　2023年10月１日　至　2024年９月30日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

本社及び東京オフィスの不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.413%を用いて資産除去債務の計算をしております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自2023年10月１日 至2024年９月30日）	当事業年度 （自2024年10月１日 至2025年９月30日）
期首残高	14,797千円	14,797千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－	－
見積の変更に伴う増加額	－	14,758
時の経過による調整額	－	－
資産除去債務の履行による減少額	－	△1,368
期末残高	14,797	28,188

（４）当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな業者見積りの入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積もりの変更を行いました。この見積もりの変更による増加額14,758千円を、変更前の資産除去債務残高に加算しております。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自　2023年10月１日　至　2024年９月30日）　（単位:千円）

	サービス		合計
	プロダクトサービス	クラウドインテグレーション	
収益認識の時期			
一時点で移転される財及びサービス	156,040	479,088	635,128
一定期間にわたり移転される財及びサービス	950,716	639,281	1,589,998
顧客との契約から生じる収益	1,106,756	1,118,369	2,225,126
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	1,106,756	1,118,369	2,225,126

当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）　（単位:千円）

	サービス		合計
	プロダクトサービス	クラウドインテグレーション	
収益認識の時期			
一時点で移転される財及びサービス	139,193	623,177	762,371
一定期間にわたり移転される財及びサービス	1,078,247	554,587	1,632,834
顧客との契約から生じる収益	1,217,441	1,177,765	2,395,206
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	1,217,441	1,177,765	2,395,206

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項（重要な会計方針）５．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約資産及び契約負債の残高等

（単位:千円）

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	132,269	175,181
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	175,181	214,969
受取手形(期首残高)	2,191	－
受取手形(期末残高)	－	－
契約資産(期首残高)	133,300	23,484
契約資産(期末残高)	23,484	36,241
契約負債(期首残高)	522,421	447,650
契約負債(期末残高)	447,650	448,023

契約資産は、主に顧客との請負契約について、その履行義務の充足に応じて認識する未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価の請求が可能となり、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は419,310千円です。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

（単位:千円）

	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）
１年以内	420,880	433,742
１年超２年以内	24,172	13,581
２年超	2,597	700
合計	447,650	448,023

(棚卸資産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2023年10月１日　至　2024年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位:千円）

	プロダクトサービス	クラウドインテグレーション
外部顧客への売上高	1,106,756	1,118,369

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位:千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するサービス名
中部テレコミュニケーション株式会社	357,112	クラウドインテグレーション

当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位:千円）

	プロダクトサービス	クラウドインテグレーション
外部顧客への売上高	1,217,441	1,177,765

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在する有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位:千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するサービス名
中部テレコミュニケーション株式会社	343,681	クラウドインテグレーション

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自　2023年10月１日　至　2024年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自　2023年10月１日　至　2024年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自　2023年10月１日　至　2024年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自　2023年10月１日　至　2024年９月30日）

関連当時者との取引

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

関連当時者との取引

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2023年10月１日 至　2024年９月30日）	当事業年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）
１株当たり純資産額	1,025.78円	1,329.18円
１株当たり当期純利益	351.10円	343.90円

（注）１.当社は、2026年１月15日開催の取締役会決議に基づき、2026年１月23日付で株式１株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

２.潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

３.１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自2023年10月１日 至2024年９月30日）	当事業年度 （自2024年10月１日 至2025年９月30日）
当期純利益（千円）	209,045	204,755
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	209,045	204,755
普通株式の期中平均株式数（株）	595,400	595,400

（重要な後発事象）

当社は、2026年１月15日開催の取締役会決議に基づき、2026年１月23日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

１.株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、１単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

２.株式分割の概要

（１）分割方法

2025年９月30日最終の株式名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式１株につき100株の割合をもって分割しております。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,954株
今回の分割により増加する株式数	589,446株
株式分割後の発行済株式数	595,400株
株式分割後の発行可能株式総数	2,270,000株

（３）株式分割の効力発生日

2026年１月23日

（４）１株当たり情報に与える影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響は当該箇所に反映されております。

３.単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	その他有価証券	㈱オービックビジネスコンサルタント	2,000	18,200
		ミタチ産業㈱	2,000	3,140
		㈱オロ	1,600	4,193
		サイボウズ㈱	1,300	4,433
		㈱ＥＭシステムズ	3,500	2,663
		㈱ソフトテックス	200	9,660
		㈱システム総合研究所	20	1,000
		ISV Vietnam Co., Ltd.	－	1,064
計			10,620	44,354

【債券】

銘柄			口数等（株）	貸借対照表計上額（千円）
有価証券	その他有価証券	外国投資信託	500,000	12,675
計			500,000	12,675

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	68,410	14,758	5,592	77,577	25,814	7,144	51,762
工具、器具及び備品	33,968	1,465	－	35,434	21,685	4,508	13,748
土地	354	－	－	354	－	－	354
有形固定資産計	102,732	16,224	5,592	113,365	47,500	11,652	65,864
無形固定資産							
ソフトウェア	4,632	－	2,666	1,965	884	393	1,081
無形固定資産計	4,632	－	2,666	1,965	884	393	1,081

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	95,526	81,874	95,526	－	81,874
受注損失引当金	58	－	58	－	－

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	－
預金	
普通預金	282,084
定期預金	640,000
合計	922,084

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
㈱ニュージェック	38,573
一般財団法人中部電気保安協会	27,585
中部テレコミュニケーション㈱	21,788
京セラコミュニケーションシステム㈱	19,943
ＫＤＤＩエンジニアリング㈱	18,494
その他	88,584
合計	214,969

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（％） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
175,181	2,627,565	2,587,777	214,969	92.33	27

ハ．棚卸資産

品目	金額（千円）
プロジェクト仕掛品	14,750
貯蔵品	221
合計	14,972

②流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
㈱コノッド	23,836
シークワンズテクノロジー㈱	17,550
シンポー情報システム㈱	12,212
㈱コラボスタイル	10,131
その他	52,528
合計	116,259

（3）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月１日から翌年９月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３か月以内
基準日	９月30日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年３月31日 毎年９月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え　（注）１	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	－
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国本支店　（注）１
買取手数料	無料　（注）２
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載ＵＲＬは次のとおりであります。 https://coel-inc.jp/
株主に対する特典	なし

（注）１．当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３．当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を

行使することができない旨、定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
2025年 ４月１日	柳川　美和	東京都中野区	当社の従業員	株式会社ＣＯＥＬ社員持株会 理事長　藤原正幸	名古屋市西区牛島町６番１号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	4	446,592 (111,648)	所有者の意向による
2025年 ５月１日	川﨑　恭典	愛知県尾張旭市	当社の従業員	株式会社ＣＯＥＬ社員持株会 理事長　藤原正幸	名古屋市西区牛島町６番１号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	3	334,944 (111,648)	所有者の意向による
2025年 ９月25日	深見　和久	名古屋市東区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)	株式会社ＣＯＥＬ社員持株会 理事長　藤原正幸	名古屋市西区牛島町６番１号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	100	11,164,800 (111,648)	所有者の意向による
2025年 ９月25日	深見　和久	名古屋市東区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)	藤本　明徳	東京都小金井市	特別利害関係者等(当社の監査役)	5	558,240 (111,648)	所有者の意向による
2025年 ９月25日	深見　和久	名古屋市東区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)	梅田　弘之	埼玉県さいたま市中央区	特別利害関係者等(当社の取締役)	5	558,240 (111,648)	所有者の意向による
2025年 ９月25日	深見　和久	名古屋市東区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)	花田　英司	千葉県松戸市	特別利害関係者等(当社の監査役)	5	558,240 (111,648)	所有者の意向による
2025年 ９月25日	深見　和久	名古屋市東区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)	佐藤　洋二	名古屋市南区	特別利害関係者等(当社の監査役)	3	334,944 (111,648)	所有者の意向による
2025年 ９月25日	深見　和久	名古屋市東区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)	佐藤　敦宣	名古屋市名東区	特別利害関係者等(当社の従業員)	3	334,944 (111,648)	所有者の意向による

（注）１．当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同施行規則第106条の規定において、当社は上場日から５年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2025年９月30日）から起算して２年前の日（2023年10月１日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式もしくは新株予約権の譲受けもしくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。

２．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

（１）当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

（２）当社の大株主上位10名

（３）当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

（４）金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社

３．移動価格は、純資産方式及び類似会社比準方式による算出した価格を総合的に勘案して、当事者間での協議の上決定いたしました。

４．当社は、2026年１月23日付で普通株式１株につき100株とする株式分割を行いましたが、上記移動株数及び単位は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

２【取得者の概況】

該当事項はありません。

３【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社オフィス深見（注）１，２	名古屋市東区泉１丁目11番６号ミソカビル２Ｆ	315,200	52.94
深見　和久（注）１，３	名古屋市東区	101,500	17.05
ＣＯＥＬ社員持株会（注）１	名古屋市西区牛島町６番１号	52,100	8.75
深見　弘美（注）１，５	名古屋市東区	46,000	7.73
伊藤　徹二（注）１，６	愛知県春日井市	18,000	3.02
横山　正樹（注）１，４	愛知県知多市	13,200	2.22
中川　和光（注）１，４	愛知県知多郡阿久比町	10,800	1.81
近藤　敏春（注）１，４	愛知県春日井市	10,300	1.73
株式会社システム総合研究所（注）１	名古屋市中区錦１丁目５番27号	4,000	0.67
安田　昌和（注）１，６	愛知県一宮市	3,400	0.57
その他30名	－	20,900	3.51
計	－	595,400	100.00

（注）１．特別利害関係者等（大株主上位10名）
２．特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社）
３．特別利害関係者等（当社代表取締役）
４．特別利害関係者等（当社取締役）
５．特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者）
６．当社従業員
７．株式総数に対する所有株式割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年２月13日

株式会社ＣＯＥＬ

取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員 公認会計士 阿知波 智大

代表社員 業務執行社員 公認会計士 早川 弘晃

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第110条第５項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＣＯＥＬの2024年10月１日から2025年９月30日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＣＯＥＬの2025年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年９月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上